

業務改善運動について

▼ 本市の業務改善運動の位置付け

本市の業務改善運動については、第3次あま市行政改革大綱 個別取組項目の(17)業務改善運動に記載されている。

【個別取組項目の取組スケジュール】

年度	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年
計画	事例研究	取組の募集	実施	検証	取組の募集

【取組内容】

行政改革の推進に向けた**職員の意識改革**、自主的な創意工夫による**市民サービスの向上**、**業務の効率化**を図ることを目的とする。

全職員の柔軟な発想のもとに業務改善効果がある取組を募集し、優良な取組を全職員に周知して広く実施する。

▼ 取組目的

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 業務の効率化
- (3) 働き方改革

▼ 取組方法

【令和6年度】

- ・全職員を対象に“業務改善効果がある取組”を募集する。
- ・行政改革推進本部会議にて、各課長より取組について提案する。
- ・提案のあった取組について、事務局である企画政策課が具体的な内容について関係各課と打ち合わせを実施し、調整を図る。
- ・全庁的（全職員で）に取り組む案件については、行政改革推進本部会議において決定する。
- ・決定した取組について、外部の委員会である行政改革推進委員会において報告する。

【令和7年度】

- ・決定した内容について、掲示板で全職員に周知し、取組を実施する。

【令和8年度】

- ・実施した取組について効果検証を行う。

▼ 募集方法について

(1) 課としての提案

各課で“業務改善効果がある取組”を1つ以上提出する。(課長が中心となり、課内の意見を集約。)
※所属している部署の業務、作業等に限らず、全庁的に効果のあるものを募集する。

課内で協議 → 課長が集約 → 事務局へ提出するとともに、行政改革推進本部会議で発表

(2) 個人としての提案

個人として“業務改善効果がある取組”を提出することができる。(電子申請届出システムを予定)
※複数の提出も可能とする。
※批判的な意見や個人的な要望は対象外とする。

個人で検討 → 個人で提案（電子申請を予定） → 事務局へ提出 → 事務局が、行政改革推進本部会議で発表

▼ 全体のスケジュールについて

	4月	5月	6月	7月	8月	9月～1月	2月	3月
事務局 企画政策課	掲示板 募集 開始			第一回 行政改革 推進委員会	直ちに実施可能な案件を周知・実施	予算、体制整備を伴う 案件について 関係各課と調整	第二回 行政改革 推進委員会	次年度に実施できるように準備
各課	事務局へ 提案		↓			↕		
提案に係る 関係各課						具体的な 内容について 実現の可能性を 関係各課と調整		

▼ 業務改善の具体例

(1) 市民サービスの向上

例) ワンストップ窓口（窓口コンシェルジュ）を設置する。

目的) 各種手続きにおける市民の窓口を1つに集約し、ワンストップで手続きを完結することで、待ち時間の削減や負担を減少させる。

(2) 業務の効率化

例) ペーパーレス会議のシステムと端末を導入する。

目的) 会議資料の印刷や製本する時間、用紙、トナー等を削減できる。

(3) 働き方改革

例) ポロシャツ着用の導入

目的) 軽装にすることにより、冷房を適正に使用することができ、省エネ、地球温暖化対策及び健康管理につながる。